

## 原子力委員会の在り方の見直しについて

平成 25 年 9 月 2 日  
原子力規制庁

## 1. 原子力規制委員会の所掌について

- 原子力規制委員会は、原子力利用の推進と規制を分離、安全確保を図るための規制を一元化し、専門的知見に基づき、中立的に、独立して事務を行う機関として設立。
- このため、科学的見地から、安全確保を図るために必要な規制基準等を設定し、これに基づき個別の事業等についての許認可の判断や監督等を行っているところ。
- 他方、原子力利用の推進に関する政策、さらには、原子力基本法に基づき民主的な運営の下に行われるべき、原子力利用の在り方そのものにかかわる基本的な方針の策定や政策決定は、原子力規制委員会の所掌の範囲を超えるものと考えられる。

## 2. 原子力の平和的利用の確保について

- 原子力の平和的利用の確保に関しては、既に原子力規制委員会の所掌となっている、
  - ・核物質防護に関する規制や関係行政機関の事務の調整（原子力規制委員会設置に伴い関係府省から移管）
  - ・国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制（平成 25 年 4 月より文部科学省から移管）に関わる規制事務を実施。
- 他方、原子力利用に関する行政の民主的な運営を図るために設置された原子力委員会においてこれまで行われてきた、平和利用の観点からの原子力利用の在り方そのものの政策決定等に関わるような機能（たとえば、我が国におけるプルトニウム利用の基本的考え方とりまとめなど）は、原子力規制委員会の所掌の範囲を超えると考えられる。

## ○原子力規制委員会設置法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

（任務）

第三条 原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を任務とする。

（所掌事務）

第四条 原子力規制委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

二 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

三 核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

四 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

九 核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

（委員長及び委員の任命）

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知見及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

## ○原子力基本法

(目的)

第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

(基本方針)

第二条 原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

2 前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。

第三条の二 原子力利用における安全の確保を図るため、別に法律で定めるところにより、環境省の外局として、原子力規制委員会を置く。

(設置)

第四条 原子力利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会を置く。

(任務)

第五条 原子力委員会は、原子力利用に関する事項（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）について企画し、審議し、及び決定する。

## ○原子力委員会設置法

(目的及び設置)

第一条 原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員長及び委員の任命)

第五条 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。